

改正

平成28年 4 月21日規則第21号

江別市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江別市男女共同参画を推進するための条例（平成21年条例第 5 号）第20条第 6 項の規定に基づき設置する、江別市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募により選出した者

(組織)

第 3 条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、審議会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、審議会への出席、意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 5 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長に事故があるときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年 4 月21日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

平成29年度 男女共同参画審議会スケジュール(予定)

1 概要

江別市における平成28年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、協議・検討を行う。

※審議会の事務(江別市男女共同参画を推進するための条例第20条第2項)

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べる
こと。
- (2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べる
こと。

2 年間スケジュール

年	開催日	回	内容(予定)
平成29年	10月19日	第1回	○委嘱状交付 ○審議会スケジュールについて ○江別市男女共同参画基本計画の概要について ○年次報告書(=江別市男女共同参画基本計画の推進状況:施策実施状況)について
	11月～ 12月頃	第2回	○江別市男女共同参画基本計画の推進状況(案) (平成28年度の施策実施状況)について協議

江別市男女共同参画基本計画について

計画期間 平成26年度～35年度

■男女共同参画とは

男女共同参画社会とは、
「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

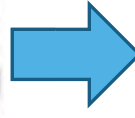
男女共同参画社会基本法 第2条

第1章 基本的な考え方

《策定の経過》

平成11年施行 国の男女共同参画社会基本法

・市町村の計画策定は努力義務



○江別市男女共同参画基本計画（平成14年度）

・男女共同参画推進の指針として策定

○江別市男女共同参画を推進するための条例
(平成20年度)

- ・自分らしく生きることのできる社会を目指す
- ・基本理念や市の施策の基本となる事項

第1章 基本的な考え方

《策定の経過》

○江別市男女共同参画基本計画（2009年改訂版）

（平成20年度）

- ・条例の制定に合わせて計画を見直し
- ・計画期間：平成21年度～平成25年度

基本目標

- ・男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革
- ・社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進
- ・男女がともに安心して暮らせる環境づくり
- ・推進体制等の整備・強化

第1章 基本的な考え方

《計画の概要》

○江別市男女共同参画基本計画（平成25年度）

- ・施策推進の指針
- ・えべつ未来づくりビジョン推進のための個別計画
- ・計画期間：平成26年度～平成35年度

7つの基本方針

男女共同参画を進めるために、長期的な展望に立った方針

2つの重点項目

市が主体的かつ重点的に取り組む項目

第2章 計画の内容

《7つの基本方針》

- 1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた**意識づくり啓発**の推進
- 2 **政策や方針決定過程**への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進
- 3 就労・雇用・起業など**働く人**たちの男女共同参画の推進
- 4 子育てや介護等、**家庭生活**における男女共同参画の推進
- 5 あらゆる**暴力根絶**の取組
- 6 生涯にわたる男女の**健康支援**
- 7 男女共同参画の視点に立った**防災・災害復興**体制の整備

第2章 計画の内容

《基本方針1》

男女平等・共同参画社会の実現に向けた 意識づくり啓発の推進

現状と 課題

- ・「男性は仕事、女性は家事や育児」…45.4%
 - ・男性自身の性別役割分担意識の解消
 - ・子供の頃から男女平等意識の醸成
- が必要

主な取組

様々な場面において性別に関わらず、あらゆる年齢層に対する広報・啓発活動

第2章 計画の内容

《基本方針1》

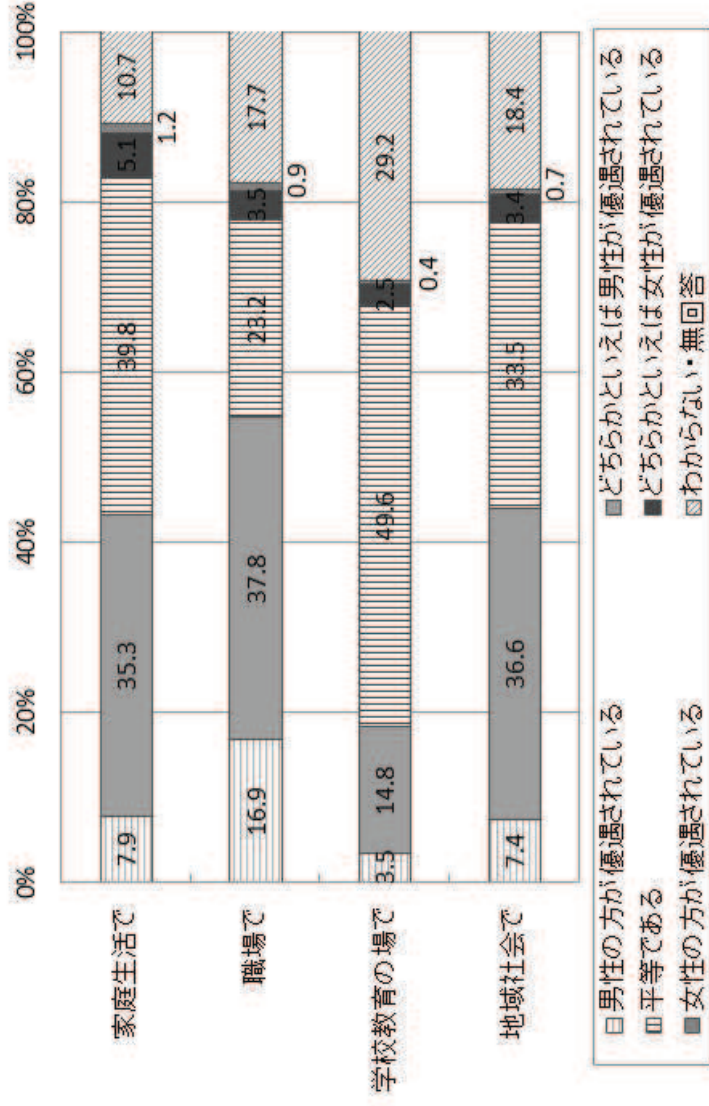
男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

資料：平成25年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

男女の平等感

資料：平成29年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

- ・家庭生活
男性優遇36.0% ↓ ○ 平等48.5% ↑ ○
- ・職場
男性優遇46.5% ↓ ○ 平等30.9% ↑ ○
- ・学校教育の場
男性優遇13.9% ↓ ○ 平等61.7% ↑ ○
- ・地域社会
男性優遇39.8% ↓ ○ 平等43.8% ↑ ○



第2章 計画の内容

《基本方針2》

政策や方針決定過程への女性の参画拡大と 女性の力を活かした政策の推進

参考：H29.4.1

現状と 課題

- ・審議会等の女性登用状況25.5% ⇒25.6%↑
- ・江別市職員の女性割合26.7% ⇒25.7%↓
- ・管理職の女性割合5.8% ⇒4.2%↓

主な取組

- ・審議会等における女性委員の登用拡大
- ・人材育成と研修等で男女共同参画意識の醸成
- ・女性職員のキャリアアップの支援体制整備

第2章 計画の内容

《基本方針3》

就労・雇用・起業など働く人たちの 男女共同参画の推進

現状と 課題

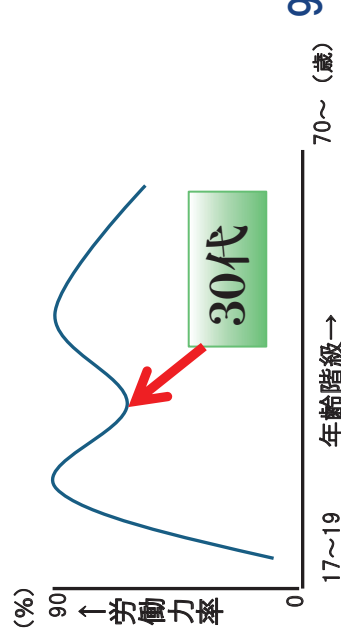
- ・M字カーブが未解消
- ・働く女性の66.3%が非正規雇用
- ・働き続けられる環境の整備・仕事復帰への支援

主な取組

- ・雇用機会と待遇の確保に関する啓発
- ・女性が働きやすい環境づくりのための制度・情報の周知

<M字カーブ>

結婚・出産を機に離職する女性が多く、30代の女性労働力率が落ち込んでいる。



第2章 計画の内容

《基本方針4》

子育てや介護等、家庭生活における 男女共同参画の推進

現状と 課題

- ・「仕事と家庭が両立する社会へ制度や仕組みを改めることが重要」→30代の71%が回答
- ・子育てや介護に関する男女共同参画の重要性を啓発

主な取組

- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の考え方
- ・子育て・介護を社会全体で支援することの重要性

啓発

第2章 計画の内容

《基本方針5》

あらゆる暴力根絶の取組

- ・DVやストーカー行為、命に関わる重大な事件も
- ・DVの影響は子供へも
- ・被害の潜在化防止・関係機関との連携強化

現状と課題

主な取組

- ・セクハラやストーカーなど女性に対する暴力は社会的な人権問題であることの啓発
- ・若年層への啓発

第2章 計画の内容

《基本方針6》

生涯にわたる男女の健康支援

現状と 課題

- ・男女で異なる健康上の問題
- ・心身両面における健康支援の充実

主な取組

- ・妊娠、出産に関する正しい知識や情報の普及
- ・女性特有の病気に関する健康づくり情報の発信

第2章 計画の内容

《基本方針7》

男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

- ・女性の視点を欠いた避難所…不都合事例あり
 - ・防災活動の場に女性が参画できる仕組み
 - ・女性自身の意識改革
- が必要

現状と課題

主な取組

- ・女性目線を重視した対策を取り入れる
- ・方針決定への女性の参画を促進

第3章 重点項目の考え方

〔重点項目とは〕

広範多岐にわたる男女共同参画の取組のうち、
的を絞って重点的な取組を行うもの

1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた
意識づくり啓発の推進

2 働く女性のための環境整備

第3章 重点項目の考え方

〔重点項目〕

1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

- ・ 固定的性別役割分担意識の改革が重要
- ・ 男女共同参画に関する認識を深めることがあらゆる事業の基本！

主な取組

「男女共同参画啓発」

第3章 重点項目の考え方

[重点項目]

2 働く女性のための環境整備

- ・結婚、出産、子育て、家事等就労や就業継続に課題
- ・女性が働き続けられる環境の整備は男女共同参画社会の推進に重要！



主な取組

- ・働きたい女性のための就職・再就職及び就業継続支援
- ・保育施設の整備
- ・待機児童解消のための対策

第3章 重点項目の考え方

〔数値目標〕

- ・平成30年までの数値目標
- ・進捗状況を把握し、効果的な推進を図る

	項目	現状値	目標値
1	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	33.5%	50.0%以上
2	家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合	39.8%	50.0%以上
3	職場で男女が平等となっていると思う人の割合	23.3%	40.0%以上
4	男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合	55.6%	70.0%以上

第4章 推進体制

- 1 進捗状況の公表
- 2 庁内推進体制
- 3 審議会の設置
- 4 調査研究の推進
- 5 男女共同参画推進に向けた支援・連携